

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年4月17日（平成29年（独個）諮問第31号）

答申日：平成29年6月8日（平成29年度（独個）答申第18号）

事件名：本人に係る貯金入出金照会請求書及び貯金残高証明請求書の請求書及び調査結果の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日現在，通帳紛失の口座，記号番号「特定番号A」：開示請求者：特定住所Aに関する「貯金入出金照会請求書」と「貯金残高証明請求書」の「請求書」と調査結果の「回答書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年1月16日付け機構第2299号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消し，本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書の要旨

平成28年12月20日付けの「貯金入出金照会請求書」及び「貯金残高証明請求書」に関する「請求書」及び調査結果の「回答書」の開示請求に対して，機構が平成29年1月16日付け機構第2299号でした，機構保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知には，平成19年10月22日現在，通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A」で調査をした，担保定額定期4件の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていない。

（2）意見書の要旨

機構第2299号（平成29年1月16日）の，「機構保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」は，1 開示を請求する保

有個人情報（別紙（添付資料省略）の、貯金入出金照会請求書と、貯金残高証明請求書の調査結果の「原本の回答書」の写しの開示。）に対して、平成19年10月22日現在、通帳紛失の口座の（旧住所）特定住所Aで調査をした、機構保有の個人情報である記号番号「特定番号A—B～C」担保定額定期4件（平成15年1月～平成16年）の預入が判明している「調査結果の回答書」が送付の段階で、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が、隠匿、隠滅をして機構に送らず、平成19年12月19日付け（貯金事務センター受付）により、（新住所）特定住所B届出の民営化後の（新取扱）の口座記号番号「特定番号D」のねつ造の「通常取引履歴表（担保定額定期を含む）」と「原簿」を作成し、機構保有の個人情報の取引は「なし」と虚偽の回答が繰り返されている。

添付資料のすべては、平成19年10月22日現在：通帳紛失の総合口座記号番号「特定番号A」：（口座名義人）開示請求者：（口座名義人住所）特定住所Cで調査をした「調査資料」には、平成19年10月22日付の「通帳紛失届、名義変更、住所変更、全払請求書」により、郵便局員（特定氏名）が担保定額定期4件と利子、および、通常特定金額Aを特定郵便局Aで解約している証拠が判明しているが、その証拠資料を送付の段階で特定貯金事務センター内で隠匿、隠滅して送らず、平成19年12月19日に特定貯金事務センター取扱いの（新住所）特定住所D届出のねつ造の取引履歴表で調査をした虚偽の回答が、平成19年11月9日にゆうちょ銀行特定店に被害を届けた日から現在までの、数千回に及ぶ「貯金入出金照会請求書」、「貯金残高証明請求書」、「貯金等照会書」、「証拠書写し請求書」、「調査依頼書」等と、法律に基づいた「ゆうちょ銀行の開示請求書」、「機構の開示請求書」、「裁判所の提出書類」、「警察の照会書」等に対し、後日（1か月～3か月後）の再度出しなおしのねつ造、偽造の虚偽の回答書を送付、または、送付なしの凶悪な犯罪が繰り返されている為に、預入の証拠が証明されず担保定額貯金4件の10年満期が経過した現在も受け取ることができません。

機構は下記のとおり、委託会社ゆうちょ銀行の監督を法律に定められているにも関わらず、不正行為の調査もなく特定貯金事務センターの凶悪な犯罪をほう助した虚偽の開示を繰り返し、預金者に多額の損害を与えている。

個人情報の保護に関する法律

4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託

する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成28年12月20日付け「保有個人情報開示請求書」により、開示請求者から、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（機構）に対し、同請求書の別紙（添付略）に記載された個人情報について法13条1項の規定に基づく開示請求があった。
- (2) 当機構は、機構第2299号（29. 1. 16）「機構保有個人情報の開示しない旨の決定について（通知）」により、機構保有個人情報を保有していないため、開示しない旨の決定（原処分）を開示請求者に通知した。
- (3) 平成29年1月25日、開示請求者からの1月24日付け「審査請求書」を当機構において受理した。

2 審査請求の概要

審査請求書によれば、機構第2299号（29. 1. 16）「機構保有個人情報の開示しない旨の決定について（通知）」による原処分は、記号番号「特定番号A」で調査した担保定額定期4件の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていないとしている。

3 審査請求の検討

- (1) 審査請求人は平成28年12月20日付け「保有個人情報開示請求書」により、同請求書別紙に記載された「貯金入出金照会請求書」及び「貯金残高証明請求書」の記号番号「特定番号A」の貯金に係る「請求書」及び調査結果の「回答書」の開示を請求した。しかしながら、記号番号「特定番号A」はゆうちょ銀行が承継した通常貯金の記号番号であって、当機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく、したがって、当該記号番号に関する調査結果の回答は、当機構は保有していない。
- (2) 以上により、本件審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月23日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日現在、通帳紛失の口座、記号番号「特定番号A」：開示請求者：特定住所Aに関する「貯金入出金照会請求書」と「貯金残高証明請求書」の「請求書」と調査結果の「回答書」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、記号番号「特定番号A」で調査をした、担保定額定期4件の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていない旨主張しているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「特定番号A」の記号番号は通常郵便貯金の口座を表すとのことである。
- (2) 郵政民営化法6条及び174条によれば、郵政民営化前に預入された郵便貯金については、①ゆうちょ銀行が、日本郵政公社から通常郵便貯金を承継し、②機構が、日本郵政公社から定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）を承継していると認められる。
- (3) このことから、本件開示請求に係る当該記号番号の通常郵便貯金はゆうちょ銀行が承継し、機構は承継していないと認められ、機構において、当該記号番号に関する調査結果の回答は保有しておらず、また、開示請求のあった保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。
- (4) なお、審査請求人は審査請求書及び意見書において、「記号番号「特定番号A」で調査をした担保定額定期4件（記号番号「特定番号A—B～C」）の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていない」旨を主張している。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の記号番号は日本郵政公社から機構に承継された定期性の郵便貯金の記号番号とのことであるが、保有個人情報開示請求書別紙の記載によれば、審査請求人は、本件開示請求の時点においては、「記号番号「特定番号A」の調査結果の回答書の開示」を求めていたのであるから、審査請求人の当該主張は採用できない。
- (5) また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分に当たった探索や特定の方法については、従来から一貫して同様のものであって、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史